

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○ 議会政策提案条例の制定									
条例案の策定とその体制	<p>・会派が中心となって政策提案し、条例化を目指して会派間の議論の場に持込み、その実現を図る。</p>	<p>・議員による政策提案は積極的に行うべきであり、必要な場合は、その政策を実現するための条例化を図るべき。</p>	<p>・議会は単なる執行機関のチェック・追認する機関ではなく、条例制定において積極的に政策実現を図る役割も担っていくべき。</p>	<p>・議員主導型、会派主導型、議員全員型のいずれかの体制で、条例案の立案をまず行っていくことが現実的。その上で、会派間での協議、意見調整などを行うことが必要。</p> <p>・市民参加を十分保障しながら条例づくりを進めることも必要。</p>	—	<p>・議員提案条例は、今後、益々増加させていかなければならず、そのための体制づくりが必要。</p> <p>・外部に対しての働きかけ・諮問・公聴会などの充実を図る。</p>	<p>・超党派の「条例検討会」を設置した上で、多様な市民意見を聴取し、必要であれば専門家による調査研究を踏まえ、議員同士が議論、研究し、政策を練り上げていく体制をつくる。</p>	<p>・議会のチェック機能の一環として「議員提案条例」策定の権能を明文化しておくべき。</p> <p>・条例案策定にあたって、「政策討論会」や「議員提案条例研究会」などの会議を担保するとともに、市民意見を聴くことも必要。</p>	<p>・議会として政策立案及び政策提案を行っていくべきであり、必要な場合は、議員政策提案条例を制定することも必要。</p> <p>・その過程について、少数会派においても提案が成案化できるような仕組みづくりが必要。</p>
事務局の専門性と体制	<p>・事務局に法務能力を有する人材を配置し、条例策定体制を強化。</p>	<p>・市会事務局の体制は弱い。調査・資料作成等、より迅速で強力な体制が必要。</p> <p>・各議員・各会派が事務局内に設置された部局に当局への資料請求を依頼できるようにするとともに、当事者及び当該会派以外にも請求資料を検索することを可能とさせる。</p>	<p>・議員個々に秘書や政策の調査研究を支援するスタッフが制度的に十分保障されておらず、議員個々を支援する体制が必要。</p> <p>・会派における政務調査活動の充実とともに、議会全体としても政策立案、条例案策定能力を高めるため、外部委託も含め、市会事務局の体制強化が不可欠。</p>	<p>・市会事務局に法務専門職員や、議員の依頼に基づき各種調査を担当する職員の配置が必要。</p> <p>・市会事務局の体制、特に、法務や調査部門の強化が必要。</p>	<p>・三重県のように政治任用制度の導入や公共政策大学院や法科大学院の院生などのインターンシップ受入れ等の制度を検討すべき。</p> <p>・特に、調査課の機能を強化して議員政策提案機能を強化すべき。</p>	<p>・市会事務局の体制強化、事務局専門職員採用を検討すべき。</p>	<p>・政策立案や法制的な検討・調査等に優れた事務局職員の育成が必要。</p>	<p>・市会事務局における調査能力向上や人員増も検討していくべき。</p>	<p>・現状では、市長部局との交流人事で異動が決まるため、専門職が育たない。</p> <p>・事務局職員が専門性を持つよう、事務局での在職年数を延ばす必要あり。</p> <p>・また、事務局を拡大(増員)することも必要。</p>

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○政務調査活動の在り方									
政務調査活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・議員・議会の政務調査は、政策形成や条例制定には不可欠 ・調査目的を明確にして、終了後は、HP等で情報公開する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員及び職員が、共同で視察調査を行うように規定を追加する。 ・1人での視察も認められるべき。 ・政務調査費の支出項目に、国内外の視察も追加するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査活動は、議員が議会の使命を果たすために不可欠の活動である。 ・その対象は国内外の事例を含め幅広く調査研究を行うべき。 ・現在、政務調査費を会派に支給し、議員個人への支給は認めていないが、今後も変更する必要はないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政に関する懸案事項等について論議を深め、実情を調査して積極的な政策立案活動を行う必要がある。 ・また、そうした活動を行うために必要な政策スタッフを採用し、資料の収集、調査等、政策活動を活発化するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費について、管外活動の下限人員(2名)を撤廃し、政務調査員・議員が1名でも調査を行えるようにするべき。 ・また、管外調査実施後、報告書を市会HP等で公開するべき。 ・議会資料、調査資料をキーワード検索できるように電子化を行い、利活用を促進すべき。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「専門的知見の活用」や「公募市民・外部有識者による調査」を明文化し、政策立案・提言機能を充実させる。そのための予算措置も必要。 ・政務調査費について、現行2名以上の管外政務調査を、単独調査できるように改正するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費の支給方法及び用途基準について、改善されてきており、透明性を確保することは当然である。
海外調査の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・議員としての見識・見聞を広めるために海外調査は必要。 ・海外調査を行うに当たり、基本的なルールづくりを行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外という枠組みではなく、必要であれば国内外問わず視察を行うことは当然である。 ・特にアジアをしっかりと視察し交流することは必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外調査を政務調査活動として認めることに異論はない。 ・ただ、国内におけるものと同様、その必要性、意義において市民の批判に耐えうるものでなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外調査については、その必要性を全く否定するわけではないが、現時点では公費ではなく、私費で行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管外調査を国内と海外に分ける必要性について疑問。 ・一定のルールを定め、各会派の政務調査費の中から適正に執行、報告等がされるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外調査については、現状どおりですとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外調査については、各会派の議論において、市民の一般的常識から見て必要性があれば行えるようにする。 ・その際、事前に調査計画書の提出、帰国後の報告書提出を義務づける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化、グローバル化時代に、海外の先事例調査は重要。 ・むしろ、委員会の定期的な行政調査を減らしてでも、海外調査を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外調査を一律に禁止することは行き過ぎである。 ・市政の発展と市民福祉の向上のために、真に必要な場合には調査できるように、現状のままよい。

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
政務調査員の在り方	<p>・会派の独自性がどう反映されるのかを勘案しつつ、兵庫県会や他政令市での実態について調査研究が必要。</p>	<p>・5名ごとに1名の政務調査員を配置すべき。</p> <p>・また、政務調査員相当分の費用に別途、賞与分をプラスする。</p>	<p>・本来、議員個々に複数の政務調査員を充てることが望ましい。</p> <p>・ただ、予算の制約もあり、当面現行制度のように会派所属議員数に応じた政務調査員の配置でよい。</p> <p>・今後、積極的な議会活動を展開する上で、政務調査員が不足することは明らかであり、会派ごとの配置人数の見直しは必要。</p> <p>・政務調査費の性質上、その大半を政務調査員やアルバイトの人件費に充てることが許されない。</p>	<p>・政務調査員の配置基準を緩和すべき。</p> <p>・アルバイト雇用について、例規では「アルバイトの雇用期間は2か月を限度とする」とされているが、見直しを図るべき。</p> <p>・事務員の雇用数について、2人までと制限されている現制度の緩和を図るべき。</p>	<p>・政務調査員の配置基準について、所属議員数での上限を撤廃すべき。</p>	<p>・政務調査員を、議員1人に対して1人位の割合で配置する。</p> <p>・所属は半分が会派、半分が事務局職員。</p>	<p>・非交渉会派でも政務調査員が配置できるよう検討すべき。</p>	<p>・現行の政務調査員の充実化も課題だが、当面は市会事務局の調査能力向上のために予算をとるほうがいい。</p>	<p>・政務調査員の配置について、現在の基準に反対であり、少数会派でも配置できることを求める。</p> <p>・具体的には、配置基準を、議員1～4人の会派には1人、5～10人では2人、11～15人では3人、16人以上では4人に改める。</p>

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
○予算編成権, 修正権, 議会予算教書									
予算編成権	<p>・地方自治法では予算編成権は首長に, 承認権は議会に与えられており, 法改正が行われない限り現状を変えることは難しいため, 今後の検討課題とする。</p>	<p>・予算要望としての形で予算に反映させていくことは議会としても必要</p> <p>・議会として当局, 市長に予算要望ができる場を設置する。</p> <p>・予算要望の項目が予算にどのように反映されたか検証していくシステムを作る。</p>	<p>・法は, 議員個人に予算案の提出権は認めしていない。</p> <p>・法には, 普通地方公共団体の長の予算提出権を侵さないことを前提に, 議会の増額修正を明文で認め, また, 講学上減額修正権は当然あるとされている。</p> <p>・ただ, 減額修正の場合も市長がこれに異を唱えた場合, 議会に再議に付すことができるとしており絶対ではない。</p> <p>・問題は, まさに市長と議会との見解が対立する場合である。</p>	<p>・首長が提案した予算案に対して, 会派・議員が自らの調査に基づき, 予算案のチェックを行うことがあるべき姿。</p> <p>・1月頃, 予算概算要求が発表されるが, その頃をめどに各局の第1次要望も含め, 公開するべき。</p>	<p>・2元代表制でありながら議会の意思が一本化できないなら, “議会内閣制”も検討するべき。</p> <p>・この場合, 議員と首長との関係が課題となる。</p>	<p>・議会として予算編成することは, 現状では実力的にも無理がある。</p>	<p>・職務執行命令権者と予算執行者を一致させるため, 議長に議会費の予算執行権を付与するべき。</p>	<p>・現行の地方自治法上, あくまで予算編成権は行政側の専権事項であり, 明文化する必要はない。</p>	<p>・予算編成権について現行法に異論はないが, 会派の予算要望について, 少数会派に対して説明の機会が設けられておらず, 少なくとも文書によるやり取りは確保されるべき。</p>

	民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	自民党神戸	新社会党	住民投票☆市民力	たちあがれ日本
予算修正権	<ul style="list-style-type: none"> ・予算議会において一部修正を行うには、予算編成における日程をどのように設定していくかなど検討を要する。 ・また、そのためには修正権を担保できるような環境づくりが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要望という形で反映させていくことを前提として、地方自治法の範囲内で行使すればよく、法改正により修正権を拡大する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長と議会が対立した場合、まずは互いに議論を尽くして調整を図ることに全力を挙げる義務があることを明らかにする。 ・調整がつかない場合、その争点が政治的理由によるものであれば、上級執行機関の長の裁定を求めたり裁判所へ提訴することは慎むべきで、主権者たる国民に判断を仰ぐべきであることを明文で示しておくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算をチェックした結果、必要であるならば予算の組み替え動議など具体的な修正を提起するべき。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法を改正し、議会の予算修正権の制約を緩和するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「議員提案条例」の項で、明記しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法に異論なし。
議会予算教書	<ul style="list-style-type: none"> ・議会予算教書を策定するにはかなりの労力が必要であり、現段階では時期尚早。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会予算教書は不必要。予算全般に渡り議会として意見を集約することは現実的でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市会のように政治理念や政策の異なる複数の会派で構成される議会では、包括的予算要望のような「予算教書」を全会一致でまとめることは極めて難しい。 ・多様な意見を捨象してまで策定することを強く求める考えはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会全体での「教書」について、会派によりそれぞれ立場があり、1つにまとめることは困難。 ・現在、各会派が行っている「予算要望書」が議会予算教書に準ずるのではないか。 ・この予算要望に、一定の強制力を持たせることで対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・膨大な作業が必要であり、もし作成するとすると執行部と別のもうひとつの官僚組織が必要。 ・多様な価値観の集合体である神戸市会では、議会内で意見が対立すると教書作成の先送りという事態も生じる。 ・将来の課題とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算に関しては、議会での予算教書作成に、しばらくは全力を傾注する。 ・そのための「予算教書作成検討会」の充実(議員間討議・外部への諮問・公聴会等)が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では時期尚早。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に実現できればいい課題。 ・ただ、政党会派間の調整や、市民意見の反映など検討すべき課題は多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的に無理である。